

【実施要領】

裾野市立鈴木図書館 図書館システム導入(更新)事業プロポーザル実施要領

1 導入(更新)目的

裾野市立鈴木図書館は、利用者の利便性向上や情報提供の拡大を図るべく、日々進歩している最新の情報技術を積極的に取り入れ、現行の図書館システム(以下「現システム」という。)を導入してきた。

また、本市では「裾野市教育振興基本計画」に基づき読書推進事業の実施をしているが、新システムを利用した更なるサービスを計画している。

導入業者の決定にあたっては、システム機能だけでなく、企画提案書を基に実績や能力・サポート・付加価値・費用への提案などを総合的に評価し、最も合致した事業者を選定するため、公募型プロポーザル(以下「プロポーザル」という。)を実施する。

2 事業概要

- | | |
|---------|---|
| (1)業務名 | 裾野市立鈴木図書館 図書館システム導入(更新)事業 |
| (2)履行場所 | 裾野市立鈴木図書館
裾野市民文化センター図書室 |
| (3)業務内容 | 要求仕様を満たしたシステムをクラウド型(SaaS方式)として設計・設定し、稼働することとする。 |

【システム導入】

- ① 図書館システム機器の選定及びシステムの導入
- ② 現行システムからのデータ移行及び 5 年後に導入する次期システムへのデータ移行
- ③ 図書館システム機器の履行場所への設置
- ④ 図書館ウェブサイトの構築
- ⑤ 操作説明、操作研修の実施
- ⑥ その他システム導入に必要な業務

【サポート・保守】

- ① パッケージ保守(バージョンアップを含む)
- ② 障害対応
- ③ 運用支援
- ④ その他システムの運用・保守に必要な業務

【その他】

詳細は、別紙「裾野市立鈴木図書館 図書館システム導入(更新)事業仕様書」「図書館システム機能要件確認表」「図書館システム機器仕様書」のとおり。

- (4)契約期間 システム導入期間 契約締結日から令和13年2月28日まで
運用及び保守期間 令和8年3月1日から令和13年2月28日まで

(5)提案限度額及び見積内訳

システム導入に係る初期導入経費の提案限度額は、28,968,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

システムの利用料及び保守業務に係る5年間の経費の提案限度額は、26,160,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

様式第7号「提案見積書」の項目ごとに経費見積を算出すること。

システム導入に係る初期導入経費はリース業者と賃貸借契約とし、その支払はシステム本稼働後の60回の月払いとする。

システムの利用料及び保守業務は、システム構築事業者と委託契約とし、その支払はシステム本稼働後の60回の月払いとする。

(6)業務の所管課

裾野市教育委員会 教育部 鈴木図書館

〒410-1127 裾野市平松495番地

電話:055-992-2342

FAX:055-992-2373

E-mail アドレス: tosyokan@city.susono.shizuoka.jp

3 事業のスケジュール

- | | |
|--------------------|-----------------|
| (1)プロポーザルの公告・公募の開始 | 令和7年 8月1日(金) |
| (2)参加表明受付期限 | 令和7年 8月14日(木) |
| (3)参加資格結果通知 | 令和7年 8月20日(水) |
| (4)質問書の受付期限 | 令和7年 8月 27 日(水) |
| (5)質問書に対する回答 | 令和7年 9月2日(火) |
| (6)辞退届の受付期限 | 令和7年 9月3日(水) |
| (7)企画提案書の受付期限 | 令和7年 9月12日(水) |
| (8)プレゼンテーション | 令和7年 9月 19 日(金) |
| (9)最終審査結果の通知・公表 | 令和7年 10 月1日(水) |

※各実施日については、業務上の都合により変更する場合があります。

4 参加資格

企画提案書等を提出できる事業者は、次の応募要件を満たし、様式第1号「参加表明書」を提出後、図書館から様式第4号「参加資格決定通知書」で参加資格を有するとされた事業者に限る。

(1) 応募要件

プロポーザルに参加する者は、本要領の目的を理解し、システム導入に関する実績と能力がある者で、次の要件を有していなければならない。ただし、参加表明書等の提出期限の日から契約締結までの間に、次の③に該当する者となった場合は、参加資格としての資格を喪失するものとする。

- ① 裾野市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱(平成28年3月31日告示第70号)による指名停止を受けていないこと。
- ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないものであること。
- ③ 企画提案書の提出期限において、裾野市の指名停止措置を受けていないこと。
- ④ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立てがされている者でないこと。
- ⑤ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てがされている者でないこと。
- ⑥ 裾野市暴力団排除条例(平成24年12月21日裾野市条例第29号)に規定する暴力団員等及び暴力団員等と密接な交際等を有する者でない者。また、当該事業者等であることにより市が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- ⑦ クラウド方式による公共図書館業務システムパッケージソフトウェアの導入実績・運用実績・保守実績があること。
- ⑧ 本館・分館(公民館図書室を含む。)合わせて2館以上を持ち、30万冊以上の蔵書がある公共図書館の導入実績があること。
- ⑨ 情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の基準を満たす認証(JISQ27001 又は ISO/IEC27001)、環境マネジメントシステム(EMS)の基準を満たす認証(JISQ14001 又は ISO14001)、品質マネジメントシステム(QMS)の基準を満たす認証(JISQ9001 又は ISO9001)、プライバシーマークの認証(JISQ15001)を取得していること。

5 実施要領の閲覧期間

閲覧期間: 令和7年8月1日(金) ～ 9月5日(金)

※裾野市ホームページに掲示します。

(アドレス <https://www.city.susono.shizuoka.jp/>)

※申込書類につきましては、鈴木図書館窓口にて配布。また、市公式ウェブサイトからダウンロードすることもできる。

6 参加表明書等の提出期限、提出場所及び方法

提出期限：令和7年8月14日（木）午後5時（必着）

提出場所：裾野市教育委員会 教育部鈴木図書館

提出方法：持参のみとする。

提出書類：様式第1号「参加表明書」

様式第2号「会社概要」

様式第3号「システムの導入実績」

上記のほか、様式第1号に記載した書類

7 参加資格決定通知書

（1）図書館は、参加表明書等を提出した事業者に対し、その内容を審査し令和7年8月21日（水）までに様式第4号「参加資格決定通知書」を電子メールにより通知する。

（2）参加資格が無いと認められた事業者は、その理由について説明を求めることができる。

※書面により回答をします。

8 質問書の提出期限及び方法

提出期限： 令和7年8月27日（水）午後5時まで

提出方法： 電子メールにて2－（6）記載の E-mail アドレスへの送付

様式第8号「質問書」にて送付をすること。

送付する際の件名は「裾野市立鈴木図書館 図書館システム導入（更新）事業」とすること。

※なお、送付時に確認の為、裾野市立鈴木図書館（055－992－2342）に電話にて送付した旨をお知らせください。

9 質問への回答期間

参加資格決定通知書により参加資格を有することを認められた全事業者に対し、令和7年9月2日（火）に電子メールにより回答する。

ただし、質問内容が特定の事業者の固有事項等の理由で開示すべきでないと判断した質問及び回答については開示しない。

10 参加資格決定通知後の辞退

参加資格決定通知書により参加資格があると認められた事業者のうち、特別な事情等により参加を取りやめる場合は、様式第9号「参加辞退届」を令和7年9月3日(水)午後5時(必着)までに、裾野市教育委員会 教育部 鈴木図書館へ提出すること。

11 企画提案書等の提出期限、提出場所及び方法

提出期限: 令和7年9月12日(金)午後5時(必着)

提出場所: 裾野市教育委員会 教育部鈴木図書館

提出方法: 持参のみとする。

提出書類: 様式第5号「企画提案書」

様式第6号「図書館システム機能要件確認表」

様式第7号「提案見積書」 提案価格の内訳が分かる見積書及び明細書

提出部数: 上記提出書類 正本1部、副本 8 部

正本はカラーとする。

正本は会社名入りとし、押印したものとしします。(副本は社名を抜いてください。)

※提出期限までに提出のない事業者は、プロポーザルの参加を辞退したものとみなします。

12 企画提案書等の作成について

(1) 企画提案書の内容

企画提案書は次の項目の順に目次を付け、これに沿った内容で記載すること。

- ① システムの機能及び特徴
- ② システムの構成図
- ③ システム更新に係る実施体制
- ④ システム更新スケジュール
- ⑤ システムの保守・運用に関すること
- ⑥ システムのセキュリティ対策に関すること
- ⑦ データセンター及び、その他、クラウドサービスに関すること
- ⑧ ホームページの構築に関すること
- ⑨ 付加価値提案について

(2) 企画提案書の記載方法

- ① 企画提案書の表紙は、様式第5号「企画提案書」を使用すること。
- ② 企画提案書は原則A4版横書きとし、各ページにはページ番号を付すること。
- ③ 企画提案書は概ね30ページ以内とし、両面印刷したうえ、ファイル綴じにすること。
- ④ 副本には、名称・マーク、使用システムメーカー名、その他提案事業者を特定できる情報は記

載しないこと。

13 審査

- (1) 企画提案書の提出後、プレゼンテーション及び質疑応答による審査を行う。
- (2) この審査は、裾野市立鈴木図書館システム導入(更新)事業プロポーザル選定委員会設置要綱により設置された選定委員会が行う。
- (3) 審査は、令和7年9月19日(金)に裾野市立鈴木図書館で実施する。
- (4) 審査の日時等は、別途通知する。なお、審査は参加表明書の受付順で実施する。
- (5) 審査は、主となる説明者を含め5名以内で対応すること。
- (6) 審査は、1事業者 55 分以内(プレゼンテーション 40 分、質疑応答 15 分)とする。
- (7) 提案書等は下表の項目について審査し、総合的に判断する。

審査項目 配点(例)

No	審査項目	配点
1	導入実績に関すること	10 点
2	機能要件確認表に関すること	130 点
3	利用者のサービス向上に関すること	20 点
4	システムの導入実施体制に関すること	20 点
5	システム導入スケジュールに関すること	20 点
6	システムの構成に関すること	20 点
7	システムのセキュリティ対策に関すること	20 点
8	システムの運用に関すること	30 点
9	システムの保守に関すること	20 点
10	ウェブサイトの構築に関すること	30 点
11	クラウドサービスの体制に関すること	20 点
12	付加価値提案に関すること	15 点

- (8) 選定委員会は各事業者から提案された図書館システムの機能をはじめ、設計、開発、導入・運用体制、データ移行方法、保守管理体制、価格等を、総合的かつ公平に評価し審査する。
- (9) 審査結果(決定事業者・非決定事業者)は、審査参加事業者のすべてに、通知書を送付する。
ただし、各評価項目の点数及び配点は公表しない。なお、審査結果に対する異議の申立てはできない。

14 契約締結について

- (1) 受託候補者と交渉を行い、合意が得られた時点で、あらたに当該受託候補者から本業務に係る

見積書を徴収する。ただし、交渉が不調に終わった場合は、次の順位の事業者と同様の交渉を行うこととし、以下同様とする。

- (2)本業務に係る経費は賃貸借契約とし、受託候補者が選定したリース業者と契約を締結する。
- (3)契約条項及び業務仕様は、企画提案書による提案内容について提案限度額の範囲内で反映し、確定するものとする。
- (4)システムの保守業務は、受託候補者と保守契約をする。

15 その他事項

- (1)本業務の実施に際し、個人情報の処理等を行う場合には、裾野市個人情報保護条例(平成 10 年裾野市条例第 24 号)に基づき、個人情報の漏洩、滅失及び毀損に対する防止措置を行うこと。
- (2)本業務において知り得た情報(周知の情報を除く。)を本業務の目的以外に使用し、または第三者に開示もしくは漏えいしてはならない。
- (3)本業務は、本業務の全部または主要部分を第三者に委託することはできない。また、本業務の一部を委託しようとする場合は、委託する業務、委託先等を記載した書類を図書館に提出し、図書館の承認を得なければならない。
- (4)本業務の実施に際し、仕様書との不一致または不備が発見された場合は、無償で是正措置を行うこととする。
- (5)本プロポーザルに係る費用については、すべて参加事業者の負担とする。
- (6)この件に関する問い合わせは、すべて電子メールで2-(6)の E-mail アドレスへ送付すること。
- (7)提出された書類については変更できないものとし原則として返却しない。
- (8)本市から得た資料、情報等は取扱いに注意するとともに、無断で提案に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。
- (9)提出された書類は、裾野市情報公開条例(平成 10 年裾野市条例第 23 号)に基づき、情報公開の対象とする。
- (10)本要領に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定めることとする。